

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～二十九（略） 三十（略） 三十一 エピナスチン 三十二（略） 三十三～二百十（略） 二百十一（略） 二百十二 ヘミロラストカリウム 二百十三（略） 二百十四～二百五十九（略）</p>	<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～二十九（略） 三十 エテンザミド （新設） 三十一 エフェドリン 三十二～二百九（略） 二百十 ヘパリン類似物 （新設） 二百十一 ベラドリン 二百十二～二百五十七（略）</p>